

大東文化大学法学研究所報

第5号 昭和63年2月

目 次

光華寮訴訟について	吉岡 進	1
カナダの統治組織	柴田敏夫	8
一連邦を中心として		
フランス研修旅行	荻原貞正	15
雑 報		18

光華寮訴訟について

吉岡 進

一はじめに

日本と中国との間の外交問題として注目されている光華寮訴訟とは、「中華民国」が原告となり、京都市内所在の光華寮と称する建物の所有権を主張して、居住者八名に対し、明渡を求めている民事訴訟事件をいう。昭和42年9月6日に京都地裁に提訴されて以来すでに20年を経過し、目下最高裁に係属中である。

二事件の経過及び概要

提訴後約10年を経た昭和52年9月16日原告敗訴（訴え却下）の一審判決があった（判例時報890号107頁）が、同57年4月14日その控訴審の大坂高裁は一審判決を取消して事件を京都地裁に差戻す旨の判決をなし（判例時報1053号115頁）、京都地裁はあらためて審理の上同61年2月4日原告勝訴の判決をなし（判例時報1199号131頁）、その控訴審たる大阪高裁において昭和62年2月26日控訴棄却の判決がなされた（判例時報1232号119頁）ところ、これに対し上告がなされた、という経過を辿っている。

本件建物は京都市左京区内に所在する鉄筋コンクリート五階建の共同住宅（約643坪）で、

もと個人の所有であったが、第二次大戦中、国が賃借し、京都大学が管理して、中華民国留学生の集合教育のための宿舎として、100名前後の留学生を居住させていた。終戦後賃貸借は終了したが、入居中の寮生は寮生活を続けるべく幹事を選び、幹事会を通じて寮費を徴集するなどして自主的運営を行っていた。

昭和25年中、中華民国駐日代表団は寮生らの求めにより、かれらの居住の不安を解消しその住宅問題の解決をはかるため、建物及びその敷地（約300坪）をその所有者から代金250万円で買受け、即日代金を支払ったが、右各不動産について所有権移転登記がなされないまままで時間が経過しているうち、昭和27年4月に至り日本と中華民国との平和条約が締結され、同国在日大使館が従前の駐日代表団の業務を承継したので、同大使館は前記所有者との間で同年12月8日一旦前記売買契約を合意解除し、あらためて代金300万円で物件を買受ける旨の契約を結び、先に支払った250万円に加え、さらに50万円を上乗せ支払った。しかるに売主はなお所有権移転登記手続をしなかったので、中華民国は昭和28年売主を相手取り本件建物及びその敷地について所有権移転登記手続を求める訴えを提起し、同35年10月4日原告勝訴の判決が確定したことにより、同36年6月8日中華民国名義で所有権移転登記がなされるに至った。

中華民国が本件建物を買受けた目的は前記のとおりであったが、買受後も実際には前記幹事会が管理を継続し、その後も中華民国政府支持者と中華人民共和国政府支持者がこもごも寮生として入居する状態が続き、現に被告となっている寮生らも前記寮生自治組織の承諾の下に入居したものであるが、この組織が所有者に対抗できる権限を有しているとの立証はなされていない。

そもそも

(1) 中華民国政府（国民党政府）はかつて中国全土を支配していたが、第二次大戦後共産党との内乱が生じて中国本土における支配を失い、昭和25年以降は台湾とその周辺諸島についてしか現実の支配権を有しないこととなった。

(2) 中国共産党は右の内乱を通じて中国本土に支配力を及ぼし、昭和24年10月1日北京において中華人民共和国政府の成立を宣言した。

(3) わが国政府は中華人民共和国政府の成立後も直ちにはこれを承認せず、むしろ後記共同宣言に至るまでは、中華民国政府（台湾政府）を中国を代表する政府と認め、昭和27年4月28日には台北で日本国と中華民国との間の平和条約に署名し、わが国がかつて有していた台湾及び周辺諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したことを承認した。

中華民国政府が本件建物を買受けたのはこの直後である。

(4) ところで本件訴訟の差戻前の第一審係属中であった昭和47年9月29日に至って、わ

が国政府は中華人民共和国政府との間で北京において、共同声明に署名したが、その主たる内容は次のとおりである。

(ア) 日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。

(イ) 中華人民共和国政府は台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府はこの中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言8項に基づく立場を堅持する。

注) ポツダム宣言8項「カイロ宣言の条項は履行さるべき、又日本国は主権は本州、北海道、九州及び四国並に吾等の決定する諸小島に局限せられるべし。」

カイロ宣言 「同盟国の目的は、台湾及び澎湖島のような日本が中国人から盗取したすべての地域を中華民国に返還することにある。」

(ウ) 日本国政府及び中華人民共和国政府は1972年9月29日から外交関係を樹立することを決定した。

(5) 日本国外務大臣は昭和47年9月29日北京において記者会見し、中華民国政府との間の平和条約は存続の意義を失い終了したと認めるのが日本国政府の見解であると述べた。

しかし中華民国政府は、中華人民共和国政府の成立以降も現在まで現実に、台湾及びその周辺諸島、及びその地域の人を、排他的、永続的に支配し、統治しており、わが国は右共同声明後も、貿易、経済、航空その他の実務関係を続けている。

以上が裁判所の認定した本件の事実の概要であり、仮に原告主張のとおり中華民国による本件建物の所有権取得が認められるとしても、その後日中共同声明が発出されたことにより、原告の地位に、訴訟上又実体上どのような影響を生ずるかが主たる争点となったものである。

三 裁判所の判断

(1) 差戻前の一審は、原告が今尚台湾とその周辺諸島を支配し事実上の国家形態をとっている事実から、対外的な私的取引その他より生じた紛争の解決をわが裁判所に求めるることは差支えないとして訴訟上の権利能力たる当事者能力を有することは肯定したもの、その公有財産たる本件建物の所有権は、わが国が中華人民共和国政府を中国の唯一の合法政府であることを承認したことにより、中華民国政府から中華人民共和国政府に移転したと判断し、本件につき原告たる中華民国は権利保護の資格を欠くものとして訴え却下の判決をした。

(2) 控訴裁判所においては、原告が昭和24年末以降今日に至るまで（本訴提起の前後及びわが国の政府承認の切替えの前後を通じて）台湾及びその周辺の島群を国家的体制の下に現実に統治支配していることから、中華人民共和国の成立により消滅したとは認められず、私的紛争の当事者として立ち現われる事態の生ずることは否定できず、現にいわゆる民間

レベルの各種取引関係に基づく私的な法律関係の当事者となっているのであるから裁判所において紛争の当事者としての行動を許すことは合理的である、本件もこのような原告が当事者となっている私的紛争であるとして、その当事者能力を認め、さらに原告が本件建物の所有権を取得したのは、わが国から合法政府として承認されていた昭和 27 年中であること、本件建物の用途が留学生の宿舎に使用するためのものであって、国を代表すべき国家機能に直接かかわるごとき例えは大使館領事館などではないこと、に照らし、前記わが国が行なった政府承認の切り替えにより、原告が本件建物につき有する所有権が失われたとは認められないとの判断を示し、原告は権利保護の資格において欠けるところはないとして、原告の訴を却下した原判決を取消し、事件を一審に差戻した。

(3) 差戻後の一審、二審はおおむね、この差戻判決に沿った判断を示し、原告勝訴の結論を採った。その判旨の大要は

(ア) 本件建物は中華民国が中華人民共和国政府の成立後に取得したものである。

(イ) 昭和 47 年わが国が行った政府承認の切り替えは、中華民国政府が台湾ほかをなお実効的に統治しているところから、旧政府が完全に消滅した場合のいわゆる政府の完全承継ではなくして、不完全承継の場合にあたる。完全承継の場合には旧政府所有の財産はすべて新政府に承継されるが、不完全承継の場合には、当然には承継されない。

(ウ) 本件建物はわが国内に存在し、中国人留学生らの窮状を救済するため買受け、従前どおりかれらに管理をまかせていた財産で外交財産でも中国の国家権力行使のための財産でもない（もしこれらにあたれば新政府による承継が認められるが）から、新政府に承継されるべき財産にはあたらない。

(エ) 昭和 49 年以来今日まで、中華人民共和国政府は日本政府に対する外交交渉において、本件建物につき所有権を主張し、名義変更を要求し、昭和 50 年には改修工事費 1000 万円を支出してはいるが、右事実も新政府への所有権承継を理由付けることはできない。

以上によれば、本件建物は政府承認の切り替えにより新政府に承継されるものではなく、中華民国すなわち台湾は、政府承認の切り替えにも拘わらず、本件建物に対する所有権を失わない。結局被告らの占有に正当な原因がない以上、所有権に基づく原告の本件建物明渡請求は正当である、というのである。

四 その後の状況

前記裁判所の認定にも出てくるように、中華人民共和国政府は、共同声明以後本件建物の所有権を主張してきたが、とくに差戻後の二審判決がなされた以後から、この判決は誤っているとしてこれを批判をし、外交ルートその他により機会あるごとに抗議をくり返している。

すなわち、この判決は日中共同声明に違反し「二つの中国」または「一つの中国、一つの台湾」を認めており、中国にとって国家の統一、民族の尊厳にかかわる大問題であり黙視することができないとし、日本政府が善処することを強く求め、これに対し日本政府は、日本国憲法上の三権分立の原則から政府は裁判所には介入できない、裁判所がその権限に従い独立に判断すべきことであると反論していることは周知のとおりである。

ここで中国の裁判所たる人民法院の組織法4条を見ると、「裁判所は独立して審判を行い、法律にのみ従う。」とあり、裁判所は他のいかなる機関、団体、個人からの干渉ないし影響をも受けないとされている。しかし他方同法11条によれば、各裁判所内部に「審判委員会」なるものが設置され、これは裁判所長の推薦による裁判所部内の者の中から人民代表大会常務委員会によって任免される委員によって構成されるものであるところ、この委員会が裁判所に係属する重大事件などにつき、所長主宰の下に評議討論し審判経過を総括し、担当裁判官はその結論に従うべく、これによって裁判に過誤なきを期している、というのであるから、同じ裁判の独立といつても、日本で認められている訴訟法上の裁判機関としての裁判所の独立とは、全く趣きを異にしていることに注意すべきであろう。

無論中国指導部は右のような裁判の独立が彼我趣きを異にしていることは承知していると思われるので、日本政府に対する善処要望は、間接に目下事件を審理中の最高裁判所を指向し、いわば法廷外弁論をしているとも理解される。それはともかく現在上告人（居住者側）には強力な弁護団が編成され、すでに大阪高裁判決は憲法と関係法律に違反し、更に審理不尽、理由不備、理由そごの違法があり、法律解釈の誤りがあるので破棄されるべきであるとの趣旨の上告理由書を最高裁に対し提出すべきである由である。

五 まとめ

差戻後の本件第一、二審の裁判所の判断は本件における主たる争点である本件建物所有権の有無の判断につき、(1)政府の承継を完全承継と不完全承継とに分け、本件の場合は後者であるとし、(2)不完全承継の場合には旧政府の有する財産を国家権利行使のためのものとそうでないものとの二つに分け、前者については新政府への承継を認めるが、後者については認めない、本件は後者にあたるとするのが骨子であり、このような考え方は日中共同声明にもなんら反しない、というのである。なおこの判断はおおむね、裁判所が鑑定人として採用した国際法学者の意見によっているものようであり、またこの結論は大体においてわが国の国際法学界の支持を得ているものの如くである。

私は本件が訴訟事件であることから考え、先ず訴訟当事者が誰であるかを明らかにする必要があると思う。原告は当初「中華民国」とされ、その後もその表示が維持されたが、差戻

後の大阪高裁判決の当事者の表示欄を見ると「被控訴人台湾（本訴提起時中華民国）」と記載されている。当事者が途中で変更したという意味か、同一性を保ちながら、呼称あるいは資格が変わったというのか、そのいずれかについての説明はなされていないが、途中で変更が行われるのは特別の場合に限られるから、おそらく後者と解すべきであろうか。そうすると、本件審理に関与した裁判所は各審とも本件は最初からいわゆる「台湾」が原告だったと考えたものと思われる。

しかしその点に問題はないであろうか。中国においては第二次大戦終了後内戦が続いていたが、共産党は漸次中国本土を制圧し、昭和 24 年 10 月 1 日北京において中華人民共和国政府の成立を宣言した。他方それまで全土を支配していた中華民国政府（国民党政府）は昭和 25 年以降は台湾及びその周辺諸島にしか支配を有しないこととなった。この段階で中国には二つの政府があり、一方（国民党政府）は中国を従来どおり中華民国と呼称したのに対し、他方（北京政府）は中華人民共和国と称し、いずれも自己が中国を正統に代表する政府であると主張した。わが国はそのうち前者すなわち中華民国政府を中国を代表する政府と認め、これを相手として昭和 27 年日華平和条約を結んだが、中華民国政府が本件建物を買受けたのはこの時期である。本件建物は昭和 27 年 12 月同国在日大使館の手によって前所有者から買い取られ、昭和 36 年 6 月所有権移転登記がなされた。従ってこの段階においては當時中華民国政府によって正当に代表された中華民国という国家（民法 36 条）が所有権を取得したと見るべきである。

昭和 42 年に提起された本訴において原告となったのは「中華民国」であって（民訴 45 条参照）その原告が本件建物の所有権を主張して居住者に対し明渡を求めたものであるが、その原告とは現実には台湾政府によって代表されていたとしても、それは「台湾」ではなく、「中華民国」という国家であったというべきではあるまい（現実には訴訟上同国駐日大使が代表者となっている）。

確かに日華平和条約においては、その交換公文において「この条約の条項が、中華民国に関しては、中華民国政府の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域に適用がある」とし、地域的限定を加えている。これはいわゆる日本の主張する限定講和論に基づくもので、中華民国側の主張する国民政府を中国の正統政府として明文で承認することを避けたものであるが、条約中には中国本土に関する事項を多く含み、その後大使館の設置を認めたこともあり、暗黙のうちに中華民国政府を中国を代表する正統政府と認めたと言わざるをえないと思われる。

ところで差戻前の一審係属中の昭和 47 年の日共同声明は、その明文において明らかのように、国家の承認ではなくして政府の承認である。わが国はそれまで中華民国政府（台湾

に存在する政府) を中国の正当の代表資格あるものとして認めていたのを改めて中華人民共和国政府(北京政府)を中国の唯一の合法政府であるとしてこれを承認したのであって、このとき別に中華人民共和国自体を承認したものではない。中国自体は前後同一であって、ただ前の政府が中国を「中華民国」と称していたのに対し、新政府は「中華人民共和国」と称している結果、以後中国をそのように呼称するようになっただけのことである。因みに中華人民共和国憲法の中にも「中国人民」や「中国共産党」などの表現があり、また「台湾省は中国の神聖な領土」との表現も見られる。

本件については、従って中国という国家自体が原告であることに変りはなく裁判所は共同声明以後原告の表示を「中華民国」から「中華人民共和国」と改めさせるべきであったのであり、これを「台湾」と改めるという考え方はまさに逆の発想だったと思われる。これに伴い、従前の代表者(中華民国政府が派遣した駐日大使)はその資格を喪失したとして、その訴訟代表権を否定し、中華人民共和国政府の代表者による受継の手続をとるべきであった(民訴210条219条)ということになろう。もしそうだとすれば、そのことなしにそのまま訴訟を進行し、控訴、差戻、そして差戻後の一審、二審と続いた手続はいずれも正規の代表権のあるものが関与せず、代表権のないものが関与した瑕疵ある手続であり、民訴395条1項4号に定める絶対的上告理由あるものとして、最高裁としては、当然に原判決を破棄し、一審判決を取消して、あらためて一審の審理をなすことを命ぜべきこととなろう(民訴407条)。

その上で新訴訟追行者による主張立証をまって本件建物の所有権の帰属、明渡の要否の問題を判断するのが筋道ではあるまいか。

我々としては、上告を受けた最高裁判所が、真に憲法及び法律を適正に解釈し、国内的にも国際的にも批判に耐えうる納得できる結論を示すことを期待するものである。

参考文献

- 広部和也 昭和52年度重要判例解説 244頁
- 同 ジュリスト 890号 18頁
- 波多野里望 判例時報 909号 135頁
- 筒井若水 昭和57年度重要判例解説 272頁
- 同 ジュリスト 894号 80頁

(本学法学部教授)